

## 利用者負担額（保育料）の減免について

(1) 次の i ii iii いずれかの世帯で、利用者負担額(保育料)の認定階層が、【表 1】の階層に該当する場合は、申請に基づき利用者負担額（保育料）が免除または減免されます。

### i ひとり親世帯

◎母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する、配偶者のいない女子及び男子で現に児童を扶養している者の世帯

### ii 在宅障害者(児)のいる世帯

◎身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者  
 ◎療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者  
 ◎特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金障害基礎年金等の受給者  
 ◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

### iii その他の世帯

◎生活保護法に定める要保護者等で、特に困窮していると市長が認めた世帯

【表 1】

階層	市民税の課税内容	利用者負担額（保育料）
第 3 (A)	市民税均等割額のみ	(利用者負担額 - 1,000 円) × 1/2
第 3 (B)	所得割課税額 48,600 円未満	
第 4 (A)	所得割課税額 70,000 円未満	利用者負担額 × 1/2
第 4 (B)	所得割課税額 97,000 円未満のうち 所得割課税額 77,100 円以下の世帯	0 歳児～2 歳児 9,000 円

## (2) 多子世帯に対する軽減策

◎小学校就学前の範囲内に保育園や幼稚園を同時に利用する子どもが 2 人以上いる場合、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子、第 3 子・・・と数え、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償となるものです。

※下記に該当する場合は、きょうだいが小学校就学後も軽減対象となります。

対象階層	範囲
第 3 階層(A)～第 4 階層(A) (市民税所得割額 57,700 円未満の世帯) ※ひとり親等世帯等 (1) i、ii、iii は、 第 4 階層 (B) (市民税所得割額 77,100 円以下のみ) まで 2 人目も無料	きょうだいの 年齢は問わない